

3. 水質汚濁に関するその他の項目

(1) 要監視項目

1) 要監視項目とは

「要監視項目」とは、人の健康の保護に関連する物質及び水生生物の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものであり、平成5年に設定された（環境庁水質保全局長通知）。人の健康の保護に係る項目は令和5年12月31日時点で27項目、水生生物の保全に係る項目は6項目となっており、各項目について指針値が設定されている（参考資料2参照）。

2) 要監視項目の調査状況と指針値超過地点

2-1) 人の健康の保護に係る項目

① 調査状況

令和6年の調査結果について、表- 13に項目別の調査地点数及び調査検体数を示す。

令和6年は全国3,168地点で調査を実施し、要監視項目の総調査検体数は4,942検体である。

表- 13 人の健康の保護に係る要監視項目の水質調査結果

項 目 名	調査地点数	調査検体数	超過地点数 (年平均値)	超過地点数 (1検体でも超過)
イソキサチオン	114	172	—	—
ダイアジノン	108	145	—	—
フェニトロチオン (ME P)	112	149	—	—
イソプロチオラン	136	173	—	—
オキシ銅 (有機銅)	120	157	—	—
クロロタロニル (T P N)	114	172	—	—
プロピザミド	111	148	—	—
E P N	112	151	—	—
ジクロロボス (DD V P)	107	144	—	—
フェノブカルブ (B P M C)	118	155	—	—
イプロベンホス (I B P)	104	141	—	—
クロルニトロフェン (C N P)	91	128	—	—
クロロホルム	169	239	—	—
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	87	124	—	—
1, 2-ジクロロプロパン	90	127	—	—
p-ジクロロベンゼン	95	133	—	—
トルエン	123	173	—	—
キシレン	103	143	—	—
フタル酸ジエチルヘキシル	135	183	—	—
ニッケル	214	313	—	—
モリブデン	127	159	—	—
アンチモン	138	184	—	—
塩化ビニルモノマー	76	76	—	—
エピクロロヒドリン	73	82	—	—
全マンガン	158	899	—	5
ウラン	72	86	1	1
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	161	186	—	—
合計	3, 168 (370)	4, 942	1 (1)	6 (6)

※調査地点数及び超過地点数の()内の数値は実地点数を示す。

② 超過地点

年平均値で指針値を満足できなかった地点はウランが1地点であり、表- 14に示すとおりである。その他の調査地点においては指針値を満足した。

指針値を満足できなかったウランは海水の影響が考えられる。

表- 14 人の健康の保護に係る要監視項目の指針値を満足できなかった地点

○ウラン（指針値 0.002mg/ℓ）

地方名	水系河川名	地点名	原因	最大値	平均値
北海道	網走川水系網走川	網走橋	上流に排出源は無し。当該地点は感潮域であり、頻繁に逆流が起こり、滞留し、海水も混じる地点であるため、海水の影響が考えられる。	0.0025	0.0025

2-2) 水生生物の保全に係る項目

① 調査状況

令和6年の調査結果について、表- 15に項目別の調査地点数及び調査検体数を示す。

令和6年は全国905地点で調査を実施し、要監視項目の総調査検体数は1,046検体である。

表- 15 水生生物の保全に係る要監視項目の水質調査結果

項 目 名	調査地点数	調査検体数	超過地点数
クロロホルム	169	239	—
フェノール	92	92	—
ホルムアルデヒド	114	114	—
4-tert-オクチルフェノール	178	201	—
アニリン	175	199	—
2,4-ジクロロフェノール	177	201	—
合計	905	1,046	—

② 超過地点

令和6年の調査結果では、全ての調査地点で指針値を下回っていた。